

府 地 事 第 295 号
健 生 発 0401 第 1 号
令 和 7 年 4 月 1 日

都 道 府 県 知 事
各 保 健 所 設 置 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

内閣府地方創生推進事務局長
厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「外国人滞在施設経営事業の円滑な実施を図るための留意事項について（通知）」の
一部改正について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る本人確認については、「外国人滞在施設経営事業の円滑な実施を図るための留意事項について（通知）」（平成 27 年 7 月 31 日府地創第 270 号内閣府地方創生推進室長、健発 0731 第 6 号厚生労働省健康局長連名通知。以下「留意事項」という。）に基づき、対面又は滞在者が実際に施設に所在することが映像等により確実に確認できる方法により実施されている。

今般、ICT の進展等を踏まえ、留意事項中 1（2）及び 1（4）を下記のとおり改正するので、各認定事業者において、適切な対応がとられるよう、必要な対応を図らねたい。

記

1 留意事項の 1（2）

認定事業者は、滞在者が施設の使用を開始する時に、対面（又は滞在者が実際に施設に所在することが映像、自動チェックイン機器等により確実に確認できる方法）により、滞在者名簿に記載されている滞在者と実際に使用する者が同一の者であることを確認すること。

2 留意事項の 1（4）

認定事業者は、滞在者が施設の使用を終了する時にも、対面（又は滞在者が実際に施設に所在することが映像、自動チェックイン機器等により確実に確認できる方法）により、滞在者名簿に記載されている滞在者と実際に使用した者が同一の者であることを確認すること。